

自治研究 かながわ

1982
7

No.51 第6回定期総会議案・臨調4部会報告批判



神奈川県地方自治研究センター

自治研センター 第6回定期総会終る

7月3日、第6回県地方自治研究センター定期総会が、5周年記念事業の「地方自治を考える一日臨調」に引き継いで、県政総合センターで開かれ、会員50名が参加した。

総合は渡辺精一理事（神大教授）の司会で始められ、議長に福田利久理事（横浜市従副委員長）を選出してすすめられた。まず、理事会を代表して横山桂次代表理事（中大教授）から「自治研センターは創立して5年間を経過したが、この間、調査研究活動と運動との連携がすすめられ、活躍分野が拡大の一途をたどり、全国的にも一定の評価をうけるようになった」と挨拶があった。続いて長洲知事、川崎・藤沢市長や各地の自治研センターからの祝電が披露された。

このあと上林事務局次長より、81年度の事業報告として行政改革を中心としたとりくみがあったことが報告され、これに伴う会計報告があった。また神保会計監事から監査報告があり、両報告ともに拍手で承認された。

議事に入り、事業計画と予算が広田事務局長か

ら提案された。新年度の課題として、研究体制の充実と会員拡大の必要性が強調され、前年に引き継ぎ行政改革に対するとりくみが中心になることが提起され、全会一致で決定された。引き継いで役員改選について成島敏行理事（県議）から提案があり、自治労県本部委員長が自治研センターの事務局長になる慣行に従い、大園房雄新事務局長を選出。新旧事務局長から引継ぎの挨拶をうけた。総会は今川貞徳理事（川崎市労連）の閉会のことばをうけ、無事終了した。

5年間の活動を終え、初期の基盤づくりのうえに新たな発展段階に入った区切りの総括であった。調査研究活動が運動の実践にどう生かされるかが今後の課題であり、研究体制の拡充がもとめられている。なお、この「自治研かながわ月報」について、理事会で検討した結果第51号から隔月発刊とすることになり、総会でもこのことが確認された。ページ数増加と内容の充実が必要であり、会員各位からのご意見、ご協力を期待している。

もくじ ◆◆ CONTENTS



1982年度 第6回定期総会議案	
1981年度事業報告・活動日誌	3
同 決算報告・会計監査報告	9
1982年度事業計画・規約	11
同 予算	15
同 役員改選・名簿	16
臨調4部会報告への批判	
はじめに・第1部会報告	19
第2部会報告	22
第3部会報告	24
第4部会報告	27
編集後記	29

1981年度

事業報告

77年6月に設立された当自治研センターも初期の創業期の区切りともいえる5年間が経過いたしました。この5年間をふりかえり、80年代にふさわしい調査研究をすすめられる体制づくりにむけて努力してまいりたいと考えます。簡単に5年間の主な活動内容を列記し、そのあと81年度の詳細な活動報告といたします。

第1年目（77年6月～78年5月）

初年度であり基礎的研究活動を中心にして、事務所運営を軌道にのせることに力をそぎました。初年度の主な活動は、新神奈川計画と自治を考える研究、地方財政研究、住民参加と行政の対応の研究会をそれぞれもち、地方自治講座や財政分析学校などを開催しました。新神奈川計画に対しての意見書の提出を終え、その他は次年度に引継がれました。

第2年目（78年6月～79年5月）

前年から引き継いで住民参加と行政の対応の研究を行い報告書をまとめました。そして各論の研究にすすみ、水資源、下水道、公共事業のあり方などの研究をすすめました。この年出された「都市経営論」に対する総論的な反論も自治労県本部との共同作業でまとめました。さらに、地方財政危機突破の国民調査団を受入れ、県・横浜・横須賀の財政分析を行いました。

第3年目（79年6月～80年5月）

調査研究内容の質と領域が飛躍的に拡大したのが3年目の特徴です。地方行財政システム改革のために権限移譲を行うという県の方針に対して継続したとりくみを行い基本的見解をまとめました。また、「革新県政を推進するための政策研究会」を発足させ4つの分科会による政策研究がすすめられました。同時に県評との共同研究が開始され

労働者のつくる居住者組織のあり方について研究がすすめられました。

第4年目（80年6月～81年5月）

前年開始した「県政策研究会」が一定の成果をあげたのをうけて、新たに「情報公開」の研究会を発足させ、81年5月には意見書としてとりまとめ知事に提言しました。この意見書は官庁以外で初めての本格的なものとして大きく報道され成果が評価されました。また、地域の研究機関との共同研究もすすみ、川崎市職労との「公害行政」、相模原市政市民センターとの「清掃直営化の提言」「まちづくりへの提言」などが出されました。さらに、全国の革新自治体の仲間とともにシンポジウム「自治体革新の新段階をめざして」を81年1月に開催しました。

以下、5年目の活動報告を行います。

1. 調査活動

(1) 資料の収集

ア. 地方自治に関する参考文献を購入し、資料を収集整理することは調査活動の基本となります。前年に引き継いで県内各自治体の「施策方針」「予算」「決算」等の基礎資料の収集保管を行っています。また、各種白書、行政資料等の収集を行いました。

現在2,250冊の文献・法令集・統計書などを保管し、95種の雑誌・定期刊行物が整理保管されています。

イ. その他各研究テーマごとに、財政・統計・選挙などに関する資料のコピー、スクラップなどをその都度整理し保管しています。

(2) 調査活動

- ア 臨時行政調査会が緊急答申を出したのをうけて、「行政改革の自治体と住民への影響調査」を9月から11月にかけて行いました。第1次答申と各省の予算概算要求によると県民1世帯当たり3万円の影響が出ることを発表し、答申のもつ福祉切捨ての考え方に対する警告を与えました。
- イ. また、57年度の政府予算が県や市町村の予算にどのような影響を与えるかを調査するため、県と19市の予算分析を本格的にとりくみました。この結果、いまの臨調路線がこのまゝ進行すると、自治体の財政力の格差がますます拡大し、力の弱い自治体に大きな影響をもたらすことが明らかになりました。予算分析について更に個別市町村ごとに進める必要性が痛感されました。
- ウ. 80年に実施し、昨年は実施できなかった「住民要求アンケート」を82年4月から行っており、現在集約中です。要求から政策化への体系づくりが課題となっています。

(3) 沖縄調査団の派遣

81年11月に沖縄の那覇市が提起した「米軍用地収用違憲訴訟」は地方自治と平和問題にとって重要な問題提起です。この訴訟を支援し、実情を調査するため自治労県本部と共同で調査団を編成（団長渡辺理事）し82年2月に派遣しました。現地沖縄の米軍基地の実情調査と那覇市訪問をしました。本土からの本格的調査団は初めてとのことで歓迎され、激励をこめ有意義な交流となりました。基地県沖縄とそれにつぐ基地をもつ神奈川が手をくんぐで平和にむけた具体的活動をする糸口となりました。

2. 研究活動

(1) 行政改革に対するとりくみ

- ア. 第2臨調の第1次答申以後、行政改革に対するとりくみにこの1年間終始したのが81年度の

特徴です。まず、7月の自治研神奈川集会で第1次答申の問題点について渡辺精一理事の問題提起をうけて本格的討論が始まりました。そして、自治体への答申の影響調査を行うため、川崎・藤沢・寒川などに行き当局側からヒアリングを行いました。

- イ. これらの自治体における影響調査と県当局の試算、さらに社会保障関係の予算削減の予測を各省の概算要求から行いながら、前述の影響試算を独自の手法で行いました。この調査手法の開発はその後全国に波及し、自治研全国集会でも発表され注目を集めました。
- ウ. また、年末の政府予算案の決定をうけ、ゼロシーリング予算の自治体への影響調査にとりくみました。政府予算案から削減される項目をリストアップし「影響調査のポイント」をつくり、予算分析の項目整理を行いました。また、「予算調査表」を独自に作成し、自治労各単組の協力を得ながら調査をすすめ、とりあえず県と19市の予算について分析を行いました。
- エ. この行政改革に対するとりくみのため、12月の理事会で「行政対策小委員会」（主査渡辺理事）をつくることを決め、自治労県本部と共同で作業をすすめました。
- オ. 第1次答申のあと、臨調では本格答申にむけて4つの部会の審議が始まりました。そして部会報告が82年5月末までに出そろい、調査会での本格論議が始まりました。これらの状況の中で自治労本部臨調委員室の要請をうけ、自治総研と地方の自治研センターとの共同で部会報告の分析・コメント作業がすすめられ、神奈川からも参加し、調査研究がすすめられています。

(2) 県政策研究会

- ア. 79年から始められた「革新県政を推進するための政策研究会」も3年目に入り、分科会ごとの研究がすすめられました。特に婦人問題分科会では、県当局のすすめている「婦人の地位向上プラン」についての研究が継続され、同プランの策定委員長久場先生を主査として、82年1月には「検討するつどい」を開催しました。さらに、水問題分科会でも定期的に研究会を継続

し、82年2月には「水質問題討論集会」を開き、相模湖における水質について討論が行われました。水問題分科会ではさらに宮ヶ瀬ダムについての討論もすすめられています。

イ. 前年からの研究課題であった地域経済政策研究は10月に第1回研究会を発足させました。地域経済のおさえ方や分析手法についての討議を行いましたが、具体的なフレームづくりまでには至りませんでした。担当するワーキング・グループの発足を待って本格的研究は次年度の課題となります。

(3) 県評との共同研究

ア. 80年から本格的に始まった県評との共同研究の2年目として「地域活動と勤労協運動」についてのシンポジウムを81年9月に開催しました。県内で勤労協が発足して1年目でもあり、地域活動のむずかしさなど討論が進められ、報告集を発刊しました。

イ. 3年目の共同研究テーマとして「83年にむけての労働者の政策提言」をとりあげることとしました。82年5月から研究会が発足し、9月までに一定の提言ができるよう準備をすすめています。行政側の出す「新神奈川計画」、社会党のつくる「県政綱領」との関連をもちつつ、労働者としての政策提起を行うこととなっています。

ウ. また、行政改革の基本答申が7月に予定されている折から、県評の「行財政システム改革委員会」と共同して神奈川での運動展開についての協議をすすめることになりました。県内各地域ごとに地区労とも協議をすすめながら学習会などを重ね県民に問題点を明らかにするための活動展開をすすめる予定です。

エ. 関東ブロック県地評の政策委員会の要請で、関東甲地域における政策課題について研究会を、81年6月に引き続き、11月と12月に開催しました。そして政府指定統計によるデータを中心にして、各県の産業・雇用・公共施設などのうごきを図表化し、報告書にまとめました。この研究は今後の地域経済政策研究の手がかりをもとめたものであり、それぞれの都県の政策課題をこの中

から読みとることが今後の課題です。

(4) 地方自治研究集会

ア. 第18回自治研神奈川集会は、81年7月から8月まで10分科会(14分散会)が県内各地に会場を移しながら開催され、10月には全体集会がもたれました。各分科会とも自治体職場の現状について例年ない率直な報告が多く出され、自治研の日常化の必要性が強調されました。また、公営企業と基地分科会では施設見学を行うなどの工夫もみられ、実態に即した議論がすすめられたのが特徴です。10月の全体集会は、分科会討論の総括と全国自治研にむけた参加者集会として位置づけ開催しました。

イ. 第19回自治研全国集会は11月25日から4日間石川県金沢市で開かれ、研究講師団と事務局から参加しました。従来の分科会の他に「行政改革」の特別分科会が設けられ、この分科会で当センターから行革影響調査とその手法について報告を行いました。臨調第1次答申をめぐる論議が中心テーマであり、これに対する自治体労働者の役割が改めて見直される集会となりました。

3. 教育活動

(1) 行政改革学習会

行政改革についての研究とあわせて、県内各地で行政改革学習会が開かれたのに対応して、代表理事をはじめ研究講師団と事務局から講師の派遣を行いました。県評をはじめ、自治労県本部と傘下の各単組やいくつかの地区労からの要請があり、別掲行動日誌のとおりとなっています。行政改革が国の行政だけでなく地方自治体に大きな影響を与える、そのことが地域住民に負担を強いいる結果になっている事実について専門的立場からの見解をのべ、学習の素材を提供しました。

(2) シンポジウムの開催など

研究活動で報告したとおり「地域活動と勤労協活動」についてのシンポジウムを開催したのに続いて、県政策研究会の「婦人」「水」分科会の中間集約としての集会をもちました。行革問題については研究センター独自の集会等はもたずにきましたが、82年度総会時に、自治労県本部と共にシンポジウム「地方を考える1日臨調」を開催する予定であり、発足以来5年間経過したことの区切りとしたいと考えています。

4. 出 版 事 業

(1) 自治研かながわ月報

- 43号 (81年6月号) 第5回定期総会議案
44号 (同7,8月号) 第2臨調第1次答申の問題点と背景
45号 (同9月号) シンポジウム「地域活動と勤労協運動」記録集
46号 (同10月号) “納税者の反乱” 80年全米でのうごき(その3)
47号 (同11月号) 鈴木行革、その神奈川における影響
48号 (81年12月、82年1月号) グラフでみる1都7県のすがた
49号 (82年2月号) 討論集会「県営水道と水質」「婦人地位向上プラン」
50号 (同3～5月特別合併号) 昭和57年度神奈川県と県内都市予算の特徴

以上8号を発刊しました。全体として各号ともページ数が増大し、内容も豊富になりましたが、月刊で50号までできることをふまえて、今後の発刊のあり方について検討が必要となっています。

(2) 月刊自治研の配布

前年度に引き続き毎月全会員あて、月刊自治研を配布しました。自治労本部での発刊が毎月遅れぎみであり会員の皆様にはご迷惑をおかけしました。

なお、月刊自治研は会費前納を原則にして配布することになっており、会費の納入がないと配布されなくなりますので、是非ともご協力をお願いいたします。

(3) その他資料等の発刊

県評議委員会と共同で記録集 シンポジウム「地域活動と勤労協運動」を81年9月に発刊しました。これは月報に再掲されました。

5. 機 関 運 営 な ど

(1) 総会・理事会・企画委員会

第5回定期総会 81年6月27日 (Y. M. C. A横浜会館)

理事・研究講師合同研究会 81年7月22日
(Y. M. C. A横浜会館)

第16回理事会 81年12月18日 (自治研センター会議室)

第5回企画委員会 82年5月26日 (同上)

第17回理事会 82年6月19日 (同上)

自治研センターの運営に関する会議は以上のとおりです。このうち、理事・研究講師団合同研究会は清水・新田両代表理事から問題提起をうけ熱心な討論がなされました。今後もその時に応じたテーマを決めて隨時この種の研究会を開きたいと考えます。

(2) そ の 他

全国にある地方自治研究所センターの交流集会が81年12月に当神奈川が当番となり鎌倉・江の島で開かれ、82年5月には徳島で開かれました。行革の年とあって研究討論はいずれもこの問題に集中し、有意義な集会となりました。

また、昨年1月開催したシンポジウム「自治体革新の新段階をめざして」の成果をうけて、県内での運動が開始されました。具体的には横浜で市民と労働者が個人の資格で討議運動を進める組織として「自治体革新をめざすよこはまの会」が結

成され運動が展開されました。今後、県内の各地
域でこの運動が自主的に展開されることが期待さ
れます。

活動日誌

－事務局を中心にして－

〈1981年〉

- | | |
|---|---|
| 6. 27 第5回定期総会（Y. M. C. A横浜会館） | 8. 17 開成町職合併行革学習会 |
| 6.29～30 全国自治研課題別集会「防災とまちづくり」 | 8. 20 南足柄市長と合併問題協議 |
| 7. 3～5 全国自治研センター交流集会（高山） | 8. 21 県自治研「綱領づくり運動」分科会（平塚） |
| 7. 9 県自治研「清掃」分科会（茅ヶ崎） | 8.26～27 自治労全国大会（新潟） |
| 7. 11 県民のいのちとくらしを守る共同行動委
分科会（県労働福祉センター） | 9. 1 横須賀市職労行革学習会 |
| 7. 15 相模原市清掃公社直営化検討委（相模原
市政市民センター） | 9. 3～5 県本部労働学校（強羅） |
| 7. 16 県自治研「社会福祉」分科会（県労働福
祉センター） | 9. 5 シンポジウム「地域活動と勤労協活動」
（県政センター） |
| 7. 17 同「雇用労働」分科会（藤沢労働会館） | 9. 8 行政改革対策会議（自治総研） |
| 7. 18 県政策研水問題分科会 | 9. 10 寒川町職行革学習会 |
| 7. 21 行政改革対策会議（自治総研） | 9. 11 横浜市從本庁連学習会
“ 広田武治を励ます会（相模原） ” |
| 7.21～22 県自治研「学校」分科会（湯河原） | 9. 12 情報公開県民討論集会（県政総合センタ
ー） |
| 7. 22 第15回理事研究講師団会議、研究会
（Y. M. C. A横浜会館） | 9. 18 県本部労線統一・行革学習会 |
| 7. 23 県自治研「社会教育」分科会（藤沢労働
会館） | 9. 19 県央ブロック共闘行革学習会（海老名） |
| 7. 24 行政改革影響調査（川崎市） | 9.29～30 県評定期大会（労働会館） |
| 7.25～26 県自治研「保育所」分科会（強羅） | 10. 1 県本部清掃集会（湯河原） |
| 7. 25 情報公開をもとめる県民集会（県政セン
ター） | 10. 3 県自治研全体集会、県本部自治体政策闘
争委（県労働福祉センター） |
| 7. 27 県自治研「企画財政」分科会（労働福祉
センター） | 10. 5 湘南三浦ブロック共闘行革学習会（横須
賀） |
| 7. 29 同「衛生医療」分科会（茅ヶ崎文化会館） | 10. 6 県評行政改革対策委（県評） |
| 7. 31 社会党県地方議員団会議（湯河原） | 10. 7 行革影響調査県本部代表者会議（番町） |
| 8. 4 県自治研「公営企業」分科会（茅ヶ崎
柳島） | 10. 8 行革影響調査（藤沢市、寒川町） |
| 8. 6 同「基地自衛隊安保」分科会（横須賀労
働センター） | 10. 9 県本部行革影響調査担当者会議 |
| 8. 10 相模原清掃直営化パンフ編集会議 | 10. 13 相模原地区労行革学習会（相模原労働セ
ンター） |
| 8. 12 県本部行政改革対策会議 | 10.14～15 県本部中央委、行革影響学習会（湯河
原） |
| 8. 14 横浜市從旭支部行政改革学習会 | 10. 15 川崎市職労川崎支部行革学習会 |
| | 10. 16 湘南三浦ブロック共闘行革学習会（横須
賀） |
| | 10. 17 地域経済研究会（労働福祉センター） |

10. 19 足柄ブロック協議会 行革学習会(開成)
10. 20 県央 ブロック共闘 行革影響学習会(高座)
- 10.22~23 自治労県本部定期大会(湯河原)
- 10.25~29 全国自治研集会(金沢)
- 11.10~11 地方の時代シンポジウム「地域経済」
11. 11 横浜市従経済支部行革学習会
11. 17 相模原清掃共闘会議、同市職労学習会
11. 19 県評地評関東ブロック政策委
11. 20 南足柄市長との定期協議
11. 24 相模原市政市民センター総会(湯河原)
11. 25 県評行革学習会(県労働福祉センター)
11. 26 関東甲地連清掃埋立現地調査、フェニックス問題シンポジウム(東京、社会文化会館)
11. 27 横浜市従環境事業支部行革学習会
12. 5 生活クラブ生協神奈川10周年集会
12. 12 いま平和を考える学習会(労働福祉センター)
- 12.13~15 全国自治研センター交流集会(鎌倉、江の島)
12. 18 第16回理事会
- （1982年）
1. 8 行政改革検討会議(東京・自治総研)
1. 9 座間市決算学習会(市役所議員控室)
- 1.22~23 自治労反基地集会(横須賀)
1. 30 婦人の地位向上プランを検討するつどい(開港記念会館)
2. 2~4 那覇市米軍用地違憲訴訟支援調査団沖縄派遣(那覇市ほか)
2. 5 水質問題討論集会(労働福祉センター)
2. 8 神奈川県予算ヒアリング
2. 11 香川県職労来訪(行革影響調査)
2. 12 自治研推進委員会(労働福祉センター)
2. 13 情報公開をもとめる市民集会(県政センター)
2. 17 予算分析手法検討会(東京・自治総研)
2. 18 小田原地区労労働学校
2. 19 相模原地区労労働学校
2. 20 情報公開県民討論集会(県政センター)
2. 23 鎌倉地区労労働学校
2. 23 いのちとくらしを守る県民集会(県社会福祉会館)
2. 24 行政対策小委員会
2. 25 南足柄市職行革学習会
2. 26 湘南三浦ブロック学習会(横須賀)
3. 4 川崎市職労行革学習会
3. 5 綾瀬市職学習会
3. 6 寒川町職予算分析検討会
3. 13 東邦精器労組学習会(逗子)
3. 15 地財共闘定期総会記念講演
3. 18 藤沢市職労予算学習会
3. 30 行革提言打合せ会
4. 1 書記労学習会
4. 3 討論集会・自治体労働者の任務と役割(県社会福祉会館)
4. 5 行革検討会議(東京・自治総研)
4. 9 横浜市従南地区共闘学習会(南センター)
4. 17 反戦・反基地平和集会(高座・渋谷)
4. 21 地方自治を考える1日臨調(東京 九段会館)
4. 22 行革対策小委員会
4. 24 七沢リハビリ労組学習会
4. 28 自治研推進委員会(労働福祉センター)
5. 7~8 自治研センター交流集会(徳島)
5. 11~12 臨調部会報告検討会議(東京・自治総研)
5. 17 国際問題学習会(労働福祉センター)
5. 18 関東甲地連フェニックス対策委(都本部)
5. 20~22 自治労行革集会(和歌山・白浜)
5. 26 第6回企画委員会(労働者政策研究会)
5. 26~27 臨調部会報告検討会(東京・自治総研)
5. 27 東京自治研センター来訪(予算分析調査)
5. 29 自治体政策闘争委・行革学習会(港湾労働会館)
6. 3 書記労学習会
6. 4 南足柄市長との定期協議
6. 8 労働者政策研究会
6. 10 相模原市政市民センター打合せ会
6. 14 県評行革対策会議学習会(労働福祉センター)
6. 15 自治研県集会打合せ会議(レストハウス)
6. 15~17 臨調部会報告検討会議(東京・自治総研)

研)
6.17 県本部青婦協行革集会(労働福祉センタ
ー)

6.18 労働者政策研究会(Y.M.C.A.)

6.19 第19回理事会

1981年度

決算報告

〈収入の部〉

<1981年6月1日～1982年5月31日> (単位 円)

科 目	81年度予算	執 行 額	摘 要
1. 会 費	11,400,000	9,460,800	
(1) 個 人 会 費	2,400,000	1,372,800	のべ 2,568口
(2) 団 体 会 費	3,000,000	2,088,000	のべ 910口
(3) 特 別 会 費	6,000,000	6,000,000	12口 自治労県本部より
2. 調 査 委 託 収 入	2,500,000	2,100,000	県評共同研究
3. 寄 附 金	10,000	15,000	県民の会他
4. 繰 越 金	△ 97,227	△ 97,227	前年度繰越金
5. 雑 収 入	10,000	6,710	銀行利子
6. 借 入 金	1,000,000	1,000,000	自治労県本部より
合 計	14,822,773	12,485,283	

〈支出の部〉

(単位 円)

科 目	81年度予算	執 行 額	摘 要
1. 事 務 局 費	3,600,000	2,895,900	
(1) 事 務 所 費	2,200,000	1,444,440	家賃・XEROX代
(2) 事 務 費	200,000	189,546	事務用品
(3) 通 信 費	1,000,000	969,250	郵便料・電話料
(4) 雜 費	200,000	292,664	諸雑費
2. 会 議 旅 費	1,300,000	855,209	
(1) 会 議 費	500,000	263,049	総会・理事会・自治研集会
(2) 旅 費	800,000	592,160	同上旅費
3. 事 業 費	8,800,000	6,979,816	
(1) 調 査 活 動 費	1,500,000	1,602,846	資料・図書・新聞代・調査費
(2) 研 究 活 動 費	2,700,000	1,603,470	各研究費用
(3) 教 育 活 動 費	300,000	88,800	シンポジウム費用
(4) 月 刊 自 治 研 費	1,400,000	1,080,800	月刊自治研誌代
(5) 出 版 事 業 費	2,700,000	2,603,900	月報印刷代
(6) そ の 他 事 業 費	200,000	0	
4. 借 入 金 返 済	1,000,000	1,000,000	
5. 予 備 費	122,773	0	
合 計	14,822,773	11,730,925	

差引残高 754,358 円

会計監査報告書

1982年6月29日

神奈川県地方自治研究センター

代表理事 殿

監事 神保和雄④

1981年度の神奈川県地方自治研究センターの会計について監査をした結果、次のとおり報告します。

1. 監査年月日と場所

1982年6月29日 自治研センター会議室

2. 監査対象年月日

1981年6月1日～1982年5月31日

3. 監査対象

会計諸帳簿、伝票、現金、預金、会員台帳および図書目録

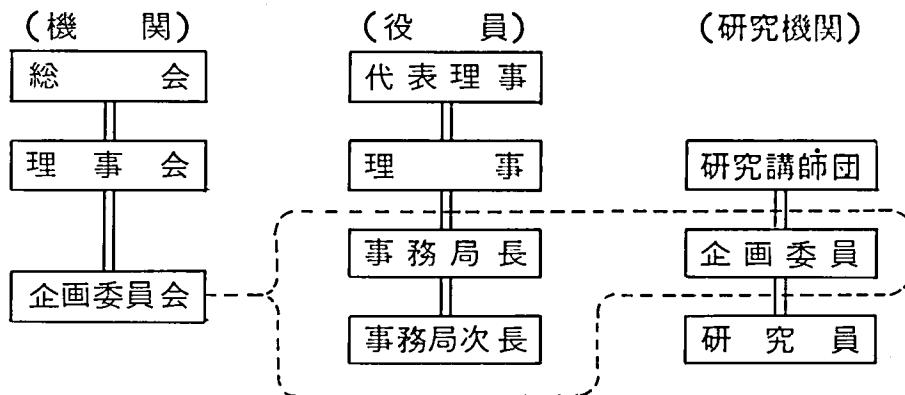
4. 監査結果

監査対象について細部にわたり厳正に監査した結果、係数的に正確であり、全般的に適正なる会計措置がなされ、各帳票類・現金・預金など良好なる管理がなされていることを認めます。

5. 指摘事項

決算状況全体をみて、個人・団体会費の減収がみられる。会費の収入がセンター運営の基本をなすものであり、より積極的な会費の徴収と会員の拡大の努力をはたすことが必要と思われます。

《センター構成図》



第1号議案

1982年度 事業計画(案)

5年間の研究活動の実績をふまえながら、不十分さを補いつつさらに研究活動を推進したいと考えます。事務局運営に関して多くの会員から積極的なご協力を期待しながら、今年度の事業執行をしたいと思います。また、事業内容の拡大にともなって必要経費も増加したことから、より一層会員の拡大をはかりたいと考えますので、皆さまのご協力を期待しています。

1. 調査活動

(1) 資料の収集

各自治体の行政執行方針、予算・決算書を中心にして、統計・広報などの刊行物を収集します。また自治体に関する文献や定期刊行物を購入し資料とします。これら資料を整理保管すると同時に図書目録として発刊することをめざしながら会員の閲覧に供します。

資料を継続的に収集するため、各自治体で協力を得られる会員の獲得活動をすすめていきます。

(2) 調査活動

自治体の予算・決算等の資料を中心にして各市町村ごとに類似自治体間の比較しやすい統計資料を作成します。住民意識調査や自治体職員の意識調査をするための検討をおこないます。また会員の依頼等をうけた自治体行財政の実態調査などをおこなっていきます。

こうした調査活動を基礎にすえながら、各自治体ごとの基本モデル作りに着手し、地域の特性を把握しながら、政策研究のデータ積上げを

行っていきます。

2. 研究活動

(1) 基本研究活動

国と自治体との関係、県と市町村との関係における予算上や事業執行上のながれを調査し、そこにおける問題点や住民とのかかわりを明らかにするための分析研究をすすめます。具体的には企画委員会で対象とする事業内容やテーマを設定し、長期間かけた総合的な研究活動の中心として規定していきます。

今年の中心的課題は昨年に引き続き「行政改革」であると判断できることから、国・地方を通ずる行財政制度改革と自治体革新のあり方などをとりあげて調査研究をすすめていきます。

(2) 問題別研究

各自治体の政策、財政状況、福祉・生活環境・公営企業などの行政実態を問題別、テーマ別にプロジェクトをくみ調査研究をおこないます。これらは必要に応じて研究委託することもあり、自治体独自の研究課題に援助をおこなうことも検討します。

特に、行政部門別の研究だけでなく課題別研究を中心にしてすすめたいと考えます。そのために、3年間の研究成果をもつ「革新県政を推進するための政策研究会」の研究活動を継続・発展させるとともに、研究活動と実践活動を連動できるような努力を行っていきます。

(3) 政策研究

民主的な自治体政策を推進するための政策研究をおこないます。政策研究会を開き、各方面からの意見を聞くと同時に、住民自治確立にむけての研究をつづけていきます。

具体的には、自治体綱領（政策）づくり運動を各自治体ごとに展開しながら、「地方の時代」にふさわしい政策づくりを地域の中からつくりあげる活動を推進します。また県評との共同研究の課題を実践的に追求しながら、県評構想との調整をはかっていきます。

(4) 研究者ネットワークづくり

学者・議員・自治体関係者や自治労幹部活動家などの自治体問題に関する研究者のネットワークづくりをおこない、自治研センターが事務局としての役割をはたしながら、地域における研究活動の促進をはかります。

また、各地域の市政調査会や自治研究会との連携をふかめ、必要に応じて共同研究などを行っていきます。同時に各自治体ごとに自治研究をすすめる拠点としての自治研センター（調査会）づくりへの助言や援助も行っていきます。

3. 教育活動

(1) 現代地方自治講座

地方自治の基本原理、自治体行財政の構造とその改革の方向などについての公開講座を開きます。大都市、湘南、県央など会場を移しながら、研究講師団を中心にして県内外の学者を招せいして開催していきます。

(2) 地方自治スクーリング

自治体改革をすすめていくための重要な任務をもつ議員、活動家を対象とした宿泊講座（地方自治スクーリング）を開催できるように協議検討を続けます。自治研運動のすすめ方や、行財政研究の実践にあたっての基礎講座として位置づけ、活動家養成をはかっていきます。

(3) セミナー等の開催など

問題別研究の成果の発表会や、時宜に適したテーマによるセミナー、シンポジウム、討論集会などを適宜開催します。

また各組合や団体などで開催する自治研集会・學習講演会などについて会員の依頼をうけ講師等をあっせんし、必要に応じて研究講師団の派遣をおこないます。

4. 出版活動

(1) 自治研かながわ月報の発行

会員に対して資料の紹介や事業内容を中心とした「自治研かながわ月報」を隔月発行とします。また月報の特集号で適宜研究成果の発表をおこなっています。

さらに月報を読みやすくし、会員以外にも講読してもらえる内容にするために編集委員会をより一層拡充しながら、内容の充実につとめます。

(2) 月刊自治研の配布

会員に対して自治労本部発行の「月刊自治研」を自治体問題に関する資料として、引続き月報とあわせて無料で配布します。

(3) 出版事業

主要な研究課題の研究成果や調査分析の結果を、さらに自治体政策についての論文集などを出版できるようにし、調査資料集などの編集を含めた出版事業の準備をすすめます。

また、会員からの要望をうけて、自治体白書づくりや自治体政策パンフづくりなどの協力を行っていきます。

5. その他の

(1) 県政総合研究センター構想との関連

県評の構想する「神奈川県政総合研究センター」(仮称)については、当面設立にむけての調査をすすめることになっています。当自治研センターの年間の活動研究のうえにたって、この県評構想の実現についての話し合いを継続します。当面県評との共同研究「労働者政策研究会」をはじめとして共同作業をすすめながら、新たな研究テーマの設定を含めて企画委員会で検討を加え、連携を深めていきます。

また、労働団体のもつ研究機構(例えば教育文化研究センター)との連携をもつための話し合いをすすめ、労働者・学者・研究者の連携と共同研究の場の拡大につとめます。

(2) 会員の拡大

82年度末の会員は、団体156口・個人371口であり、昨年と比べわずかながら減少をみせ目標に及ばなかったわけです。自治体関係者や自治体労働者の参加は多いものの地域的なアンバランスが多くみられます。自治体革新をすすめるうえで多くの会員が必要であり、労働団体・地区労などの協力をあおぎながら今年度は団体250口、個人600口を目標に会員拡大の努力を続けます。具体的には新年度の理事会で拡大的な方法を検討し、行動にうつします。

(3) 機関会議の充実

この5年間で、理事会が17回、企画委員会が6回開かれましたが、事務局の責任執行の面が多くみられ機関会議の充実が必要です。専任の事務局研究体制を補完する意味から、研究員(非常勤)の選任や、昨年度よりも充実した編集会議の開催など、事務局体制の強化をはかります。同時に理事の任務分担などを明らかにしながら、調査・研究活動の充実と機関運営の充実などにつとめます。

〔参考資料〕

神奈川県地方自治研究センター

規約

(名称)

第1条 この団体は、神奈川県地方自治研究センター(以下センターという)と称し、事務所を横浜市中区におく。

(目的)

第2条 このセンターは、神奈川における自治および都市問題に関する総合的な研究機関として、自治体関係者、学識経験者ならびに住民・労働者の交流によって、広範な政策構想を充実させ、住民と密着した民主的自治体行政を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 このセンターは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 自治体行財政の関係資料の収集

(2) 自治体行財政に関する調査と分析

(3) 民主的自治体行政を推進するための政策研究

(4) 自治意識の向上をはかるための啓蒙普及活動

(5) その他前条の目的達成のために必要と認める事業

(会員)

第4条 このセンターは、目的に賛同する個人および団体によって構成する。

(会費)

第5条 このセンターの会費はつきのとおりとし、加入口数については制限しない。

(1) 個人会員	月額1口	400円
(2) 団体会員	月額1口	1,000円
(3) 特別会員	年額1口	500,000円

(役員等)

第6条 このセンターに次の役員をおく。

(1) 代表理事	若干名
(2) 理事	若干名
(3) 事務局長	1名
(4) 事務局次長	1名
(5) 監事	若干名

2. 役員は総合において選出するが、代表理事は理事の互選による。

3. 役員のほか、研究活動・事業の企画等を円滑におこなうため、理事会の承認を得て顧問、研究講師団、企画委員および研究員（いずれも若干名）を選任することができる。

(職務)

第7条 代表理事はこのセンターを代表し、所務を総括する。

2. 理事は理事会を構成し、所務の執行を決定する。

3. 事務局長は代表理事事故あるときこれを代行し、所務の企画・運営を執行する。

4. 事務局次長は事務局長を補佐し、企画・運営・財政を担当する。

5. 監事は会計事務を監査する。

6. 顧問は研究活動等の相談に応じる。

7. 研究講師団は研究課題別に専門的研究をおこなう。

8. 企画委員は研究課題と事業を企画・実践する。

9. 研究員は研究講師団を補佐し、研究をおこなう。

(任期)

第8条 役委等の任期は1年とし、再任をさまたげない。

(機関等)

第9条 このセンターに総会、理事会をおき、代表理事が機関を招集する。また理事会の承認を得て事務局長は企画委員会を招集することができる。

2. 総合は個人・団体（2口につき1名）・特別（1口につき3名）の会員をもって構成し、

事業計画の決定、事業報告の承認のほか、このセンターの運営に関する重要な事項を議決するため、年1回開催する。

3. 理事会は理事をもって構成し、代表理事を互選し、総会の議決した事業の執行、研究者等の選任をおこなうほか、センターの運営・執行に関する事項を決定するため、隨時開催する。

4. 企画委員会は企画委員をもって構成し、理事会の決定する研究・事業を企画し実践する。

(議決)

第10条 機関等は定員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

(財政・会計年度)

第11条 このセンターの財政は、会費、事業収入、寄付金およびその他の収入によって財源とし、会計年度を6月1日から5月31日までとする。

(改廃)

第12条 この規約は総会の議を経て改廃する。

(附則)

1. この規約は1977年6月4日から施行する。

2. この規約は1978年6月17日から改正施行する。

3. この規約は1980年1月1日から改正施行する。

第2号議案
1982年度 予 算 (案)

〈収入の部〉

〈1982年6月1日～1983年5月31日〉 (単位 円)

科 目	81年度予算	82年度予算(案)	増 △ 減	摘要
1.会 費	11,400,000	11,900,000	500,000	
(1)個人会費	2,400,000	2,400,000	0	@ 400 × 500口×12月
(2)団体会費	3,000,000	3,000,000	0	@ 1,000 × 250口×12月
(3)特別会費	6,000,000	6,500,000	500,000	@ 50万 × 13口
2.調査委託収入	2,500,000	1,500,000	△1,000,000	県評・県政策研など
3.寄 附 金	10,000	10,000	0	
4.繰 越 金	△ 97,227	754,358	851,585	
5.雑 収 入	10,000	10,000	0	
6.借 入 金	1,000,000	1,000,000	0	運転資金借入
合 計	14,822,773	15,174,358	351,585	

〈支出の部〉

科 目	81年度予算	82年度予算(案)	増 △ 減	摘要
1.事務局費	3,600,000	3,800,000	200,000	
(1)事務所費	2,200,000	2,300,000	100,000	家賃・XELOX レンタル代など
(2)事務費	200,000	200,000	0	事務用品代
(3)通信費	1,000,000	1,000,000	0	郵便料・電話料
(4)雑費	200,000	300,000	100,000	諸雑費
2.会議旅費	1,300,000	1,300,000	0	
(1)会議費	500,000	500,000	0	昨年同額
(2)旅費	800,000	800,000	0	"
3.事業費	8,800,000	8,700,000	△100,000	
(1)調査活動費	1,500,000	1,600,000	100,000	前年実績を見込む
(2)研究活動費	2,700,000	2,700,000	0	昨年同額
(3)教育活動費	300,000	300,000	0	"
(4)月刊自治研費	1,400,000	1,400,000	0	"
(5)出版事業費	2,700,000	2,500,000	△200,000	発行回数の減を見込む
(6)その他事業費	200,000	200,000	0	昨年同額
4.借入金返済	1,000,000	1,000,000	0	"
5.予備費	122,773	374,358	251,585	
合 計	14,822,773	15,174,358	351,585	

第3号議案

役員改選

役職名	氏名	区分	摘要
代表理事	清水嘉治	学識経験者	関東学院大学
"	新田俊三	"	東洋大学
"	横山桂次	"	中央大学
理事	越智昇	"	横浜市大
"	緒形昭義	"	横浜国大
"	渡辺精一	"	神奈川大学
"	齊藤正	"	県会議員
"	成島敏行	"	"
"	露木喜一郎	労働団体	県評議長
"	吉川清	"	地区労代表者会議事務局長
"	竹中康文	"	電機労連県地協議長
"	村越弘	"	新産別県地協議長
"		"	神奈川県労連
"	郷内隆	"	横浜市労連委員長
"	今川貞徳	"	川崎市労連副委員長
"	青柳昇	"	横須賀市労連特別執行委員
"	長谷川文隆	自治労	県本部自治研推進委員長
"	福田利久	"	横浜市従副委員長
"	深堀義孝	"	川崎市職労委員長
"	金井正志郎	"	藤沢市職労書記長
事務局長	大園房雄	"	県本部委員長
"次長	上林得郎	"	"オルグ
監事	釘宮秀順	労働団体	県評財政部長
"	神保和雄	自治労	県本部財政部長

[参考]

企画委員

横山桂次（代表理事）

高野博司（自治労県本部書記長）

布川昇（県評事務局長）

中村勝美（横須賀市職労委員長）

研究講師団名簿

アイウエオ順

氏名	所属	専門分野	住所	TEL	備考
清水 嘉吉	関東学院大学	経済学	横浜市港南区港南台2-9-10	045(832)0079	代表理事
山田 俊三	東洋大学	"	鎌倉市稻村ヶ崎5-35-11	0467(31)5147	"
横山 桂次	中央大学	地域政治	座間市ひばりが丘1丁目5545-9	0462(53)9431	"
鈴智 昇	横浜市大	社会学	横浜市金沢区釜利谷町3639-42 夏山団地6-13	045(782)5791	理事
崎形 昭義	横浜国大	建築工学	" 磯子区汐見台3-5-422	" (751)2647	"
森迫 精一	神奈川大学	地方財政論	東京都日野市多摩平3-9-17	0425(84)5354	"
相原 光	横浜市大	国際経済学	横浜市金沢区釜利谷町723-4	045(781)9752	研究講師団
石川 錠治郎	千葉大学	農業経済	東京都町田市鶴川6-8-12-203	0427(35)9233	"
今井 清一	横浜市大	政治史	横浜市港北区錦ヶ丘22-2	045(421)4380	"
一杉 哲也	"	経済・財政学	" 磯子区岡村町326	" (751)5095	"
井手 文雄	日本大学	財政学	" " 森5-8-37	" (751)4932	"
宇野 蜂雪	神奈川総合法律事務所	弁護士	" 港南区上大岡東1-6-28	" (841)5182	"
小黒 晃	フェリス女学院大	教育学	" " 日野町つぐみ団地18-106	" (831)6998	"
片桐 薫	藤沢市立図書館	国際経済学	" 緑区青葉台1-18-3	" (981)9879	"
河村十寸鶴	横浜国大	社会学	" 磯子区森1-15-1-910	" (752)2754	"
柿内 義明	神奈川総合法律事務所	弁護士	" " 上中里町1028-1912		"
鎌形 寛之	自治労法律相談所	"	鎌倉市梶原1157-30	0497(46)0750	"
風間 龍	関東学院大学	経済学	鎌倉市由比ガ浜1-4-18	" (22)7167	"
久場 嘉子	東京学芸大	"	横浜市戸塚区鳥が丘96-7	045(864)8387	"
小池 貞夫	京浜協立法律事務所	弁護士	川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子801号	044(211)5135	"
小林 晃	神奈川大学	経済・財政学	横浜市旭区上白根町西ひかりが丘団地16-5-304	045(951)9166	"
佐藤 司	"	行政法	三浦郡葉山町一色530-9	0468(75)5283	"
佐藤 俊一	群馬大学	地域政治	千葉県八千代市八千代台西9-20-7	0474(82)2178	"
滝沢 正樹	関東学院大学	社会学	東京都世田谷区中町1-9-21	03(701)8665	"
鳴海 正泰	"	地方財政	横浜市磯子区汐見台2703-312	045(752)4832	"
中西 準子	東京大学	水質・下水道	松戸市常盤平5-28-5-710	0473(84)5466	"
富田富士雄	関東学院大学	社会学	横浜市金沢区平潟町31 金沢八景ハイム2-811	045(701)6174	"
原田 清司	横浜市大	憲法・行政法	茅ヶ崎市旭ヶ丘13-32	0467(85)0278	"
松尾 均	日本女子大	社会政策(医療)	川崎市高津区二子135	044(822)5697	"
宮川 武雄	創価大学	経済学	横浜市港北区篠原東2-6-22	045(421)3779	"
三沢 浩	横浜国大	建築工学	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-1-7 三沢事務所	03(404)6544	"
山内 敏雄	北海道道政調査会	地方自治	北海道帯広市南町南7線25-87	0151(48)5571	"
木村 敬	長洲一二と県民の会	地方政治	横須賀市二葉2-24-20	0468(41)1962	"

顧問団名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
神奈川県知事	長洲 一二	衆議院議員	岩垂 寿喜男
川崎市長	伊藤 三郎	"	加藤 万吉
藤沢市長	葉山 峻	"	大出 俊
社会党中央本部委員長	飛鳥田 一雄	"	平林 刚
自治労本部自治研推進委員長	藤井 照生	参議院議員	片岡 勝治
衆議院議員	伊藤 茂	"	竹田 四郎

各地の地方自治研究センター・研究所

名 称	住 所	電 話
地 方 自 治 総 合 研 究 所	東京都千代田区五番町10 五番町センタービル4F	03-264-5924
地 方 自 治 セ ン タ ー (全国革新市長会事務局)	東京都千代田区隼町2-18 浅井ビル	03-265-2775
北 海 道 地 方 自 治 研 究 所	札幌市中央区北6条西7丁目 自治労会館内	011-742-4666
青 森 県 地 方 自 治 セ ン タ ー	青森県青森市本町5-9-3 自治センター内	0177-76-2989
岩 手 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	岩手県盛岡市大通1-1-16 岩手教育会館内	0196-22-0311
福 島 地 方 自 治 研 究 所	福島県福島市荒町1-21 協働会館4F	0245-21-1728
栃 木 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	栃木県宇都宮市塙田町506 県庁内 自治労栃木県本部内	0286-22-6225
埼 玉 県 地 方 自 治 労 働 問 題 研 究 所	埼玉県川越市砂新田1777-9	0492-45-9174
新 潟 県 自 治 研 究 セ ン タ ー	新潟県新潟市白山浦1丁目613-69 自治労会館	0252-31-2271
東 京 自 治 研 究 セ ン タ ー	東京都千代田区六番町3 テシコ六番町ビル3F	03-234-0241
長 野 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	長野県長野市県町 労働会館内	0262-34-7744
富 山 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	富山市新総曲輪3-2	0764-41-0375
岐 阜 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	岐阜市七軒町25 莖谷ビル3F 自治労岐阜県本部内	0582-65-3135
奈 良 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	奈良県奈良市大宮町7-1-57	0742-34-5501
兵 庫 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	兵庫県神戸市生田区中山手通3-4-8 大東ビル内	078-392-1961~2
島 根 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	島根県松江市御手船場町字伊勢宮	0852-21-9781
徳 島 地 方 自 治 研 究 所	徳島県徳島市万代町1-1 県庁内	0886-23-2175
高 知 県 自 治 研 究 セ ン タ ー	高知県高知市本町4-1-33 自治労高知県本部内	0888-24-0151
福 島 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	福岡市中央区天神5-4-12 福岡県住宅 生協ビル6F 自治労福岡県本部内	092-721-1414
大 分 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	大分県大分市大手通3-2-9 自治労大分県本部内	0975-36-6644
長 崎 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	長崎県長崎市桜町9-6 地区労会館内 自治労長崎県本部内	0958-24-1938
宮 崎 県 地 方 自 治 問 題 研 究 所	宮崎県宮崎市広島1丁目11-16 労働福祉会館別館内	0985-28-2611
鹿 児 島 県 地 方 自 治 研 究 所	鹿児島県鹿児島市山下町 県庁内 自治労鹿児島本部気付	0992-26-7311
沖 縄 県 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	沖縄県那覇市旭町34 官公労共済会館内	0988-67-7050
川 崎 市 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	川崎市川崎区東田町5-1 市労連会館内	044-244-8571
相 模 原 市 政 • 市 民 セ ン タ ー	相模原市中央3丁目6-6 トーエイビル3F	0427-58-5911
京 都 市 政 調 査 会	京都市中京区河原町御池 京都市役所内	075-222-3881
大 阪 市 政 調 査 会	大阪市北区中之島1丁目 大阪市役所内	06-208-8722
高 槻 地 方 自 治 研 究 セ ン タ ー	高槻市桃園町2-1	0726-74-7033

神奈川県地方自治研究センター 横浜市中区本町1-7 東ビル5F TEL045(201)1211~3

新たな国家的目標の押しつけ

— 臨調 4 部会報告への批判 —

神奈川県地方自治研究センター事務局

はじめに

第2次臨時行政調査会（土光敏夫会長）は7月末に行政改革の「基本答申」を出すべく、9人の委員による本格的討論が行なわれている。この答申の骨子をなす4つの部会報告が5月末までに出そろい、調査会でこの部会報告について個別の審議が7月中旬まで続き、20日すぎから答申案についての審議が行われ、7月28～30日頃までに答申が出される予定である。

答申は、9人の委員による4部会報告についての検討結果をもとに基本的改革のあり方についての起草が行なわれ、これが総論的位置づけとなる。起草は会長代理の円城寺次郎氏（日本経済新聞社顧問）と学識者から辻清明氏（国際基督教大学教授）の2人と決まり、部会別の討論にもとづく書きおろしもされることになる。部会報告の討論が終っていない今日（7月15日）、出される答申について予想することはできない。

しかし、官僚と財界出身者が多数を占める部会の検討結果としての部会報告は、それなりに尊重されるであろう。したがって、ここでは4部会の報告について、その特徴と問題点のいくつかにしぼってコメントすることとした。そのことは、今後出されるであろう「基本答申」を読むうえでの参考となると考えるからである。

4つの部会報告は、全文で200ページを越える

ものであり、各部会ごとに50ページ以上のボリュームであるため、内容的にも多岐にわたっている。部会報告について各論にわたる議論がまきおこっているが、その全容を伝えることはできない。骨格を紹介しながら、国民の立場からどう見るかという視点にたって見解を述べることとする。

「臨調路線」のホンネ表わす — 第1部会報告

第1部会は「行政改革の理念及び重要行政施策の在り方」についての報告を行っている。そのうち「行政改革の理念」については3章に分けて述べており、ここに書かれた理念＝考え方が、各部会報告に貫ぬかれていると思われる所以特に注目してみたい。

まずⅠ章は「社会・経済情勢の変化」で、最近の社会経済情勢についてふれ、その変化に行政と国民が対応できていないことを述べている。Ⅱ章は「行政改革を進める観点」であり、変化への対応、総合性の確保、簡素・効率化、信頼性の確保が「現在の行政の制度や政策を見直すためのチェックポイント」である、としている。この2章はやや独断的な見方もあるがあまり問題となる部分は少ないようである。

Ⅲ章が「新しい行政のビジョン」で、この中に各部会を通して共通する考え方が明確に出ており、「行政の目指すべき目標」の項で、今回の行政改革の位置づけを「戦後三十余年の民主化の歴史を

あらためて振り返り、国民と国家の歩むべき方向を新たに設定するための、全面的な改革の一環をなすものである」としている（傍注筆者）。そして、今後の「国民と国家」の進む方向は、第1次答申の「活力ある福祉社会の実現」「国際社会に対する貢献の増大」という目標をうけつぎながら、新たに「①成熟社会における活力の維持」「②国際社会に対する積極的貢献」「③安心と安全の確保」の3つの目標をかけ、第1次答申を「受け継ぎ、更にそれを発展させ」た目標である、としている。

ここには戦後の歴史的総括と今後の「国民と国家」の目標が出されている。戦後の総括をどう行なったかについて、報告では「先進的な外国をモデルにし、対外的には受身の姿勢に立脚し、物質的な生活水準の向上を目指して努力してきた」が現在では「モデル」を外国に求めるることはできず、国際的に受身の姿勢ではすまされなくなり、物質的豊かさは達成できている、としている。では、戦後30余年の国民的目標は何であったのか。報告書では何もふれていない。

民主・平和・福祉は目標外

ところが、この報告のもとになった部会の原案には、戦後の日本には「①先進的な外国をモデルにした民主主義」「②対外的な受身の姿勢に立脚した平和主義」「③物的な生活水準の上昇をめざした福祉主義」の3つの目標があり、この目標は昭和50年代に入り「ほぼ達成してきた」という表現が入っていたという。民主主義、平和主義、福祉主義という目標は、前書きつきの修飾語を除けば国民的な目標であったことについて異論はない。しかし、「ほぼ達成され」たかといえば、未だに達成されていないといえる。今後も国民的目標として民主・平和・福祉は追求されていかなければならない課題である。

第1部会報告から「理念」として民主・平和・福祉という言葉が消えている背景には、この3つの目標が「達成され」た、という意識があるにちがいない。これが財界と官僚の共通した認識とみて良いだろう。民主・平和・福祉は達成されたので、新たな「国民的・国家的目標」をつくる必要

がある。それは前記の3目標である。この新しい国家目標にむかって重要な施策をシフトさせる必要がある、との報告を読めば、それなりに理解できる。

すなわち、第1次答申では「活力ある福祉社会の実現」をめざしていたものが「福祉」がぬけ落ち、「成熟社会における活力の維持」となった。その目標をすすめるためには「個人の自助努力」が強調され、「家庭や近隣、職場等個人の連帯と相互扶助の場を強化する」ことが必要だとされ、戦前の隣組復活を思わせる古い立論となる。これはすでに自民党の「家庭基盤充実構想」のなかで言及していることと全く同じ考え方である。古い立論の中で「メカトロニクス化」など科学技術の振興が強調されるのは、産業の発展のために「技術立国」として「産・学・官の連携の促進」こそ必要だという財界の意図が明確に打ち出されてくるのである。

「国際社会への積極的貢献」という目標を達成するために「経済力にふさわしい政治的な貢献」が必要だとしながらも、日本の文化・社会制度などについて「十分な対外的理解を得る」としている。ここには唯我独尊的な、戦前の八紘一宇的な考え方の片鱗をうかがわせている。

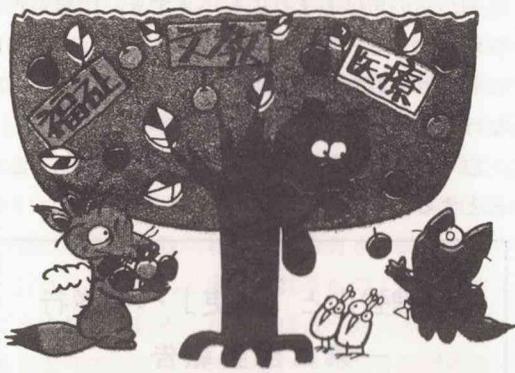
さらに「安心と安全の確保」という目標達成のために「基盤的な保障を中心とする安定的な社会保障制度を整備・確立する」必要があるとしている。「基盤的な保障」は第3部会の「基準行政」の考え方へ引継がれていく。さらに「資源エネルギー・食糧等の安定供給」のために「西側諸国との協調を基盤として」「国力・国情に見合った防衛力を整備していく」ことが必要な「安全保障措置」であるとしている。国民生活の「安心と安全」のためには最低限の「基盤的な保障」に限定し、国家的な「安心と安全」のために「防衛力の整備」が強調される。ここにも財界と官僚の新しい「国家的目標」をかける意図が明らかになっている。

この「国民的、国家的目標」をかけながら、国民の合意をどうつくりあげるのか、誰がつくるのかについては何も述べていない。我々は、行政の民主化のために国民的行政課題についての合意形成システムの構築こそが必要だと考えている。

《私たちが求める行政改革》

福祉と行政サービスの向上を

地域住民への負担転嫁をやめさせ、
福祉の拡充と安心して暮らせるよう
自治体行政の改革を求めます。



それには全くふれず「国民的・国家的目标」を一方的に押しつけてくる臨調のあり方にファッショ的な性格を見ることがある。いや、むしろそのために「臨調」を作ったとすらいえるのだろう。

負担の押しつけ「小さな政府」論

第1部会報告は、この後、目標を達成するための「行政の枠組み」について述べている。行政の果すべき役割について「肥大化した行政を抜本的に見直し、行政の役割を上記の目標に照して真に必要な分野に集中する必要がある」という。明確に「行政の枠組み」を縮少する方向といえる。財界の主張する「小さな政府」論を認め、行政の「守備範囲」を縮少しようとしているわけである。

そのうえで「行政サービスの水準と負担の在り方」については、サービスの水準については全くふれず(第3部会で「基準行政」として生きるが)、「負担のあり方」に重点がおかることになる。「受益と負担の対応を明確にする」ために「租税負担よりは社会保障負担の方を重視していく」ととなり、受益者負担の強化は各部会報告に貫ぬかれている「理念」となってくる。

「行政の枠組み」の具体的指針として「増税なき財政再建」の方針を堅持し、「第1次答申の完全実施が前提である」としている。そのうえで中期的指針として「適度の経済成長率が維持されて

いることを前提に」しながら、「国の一般会計歳出の伸びは、名目経済成長率以下とする」と同時に「一般政府総支出の対GDP比は、ほぼ現状程度とする」という2つの原則が設定されている。

この「枠組み」にはいくつかの問題がある。「増税なき」とは財界にとってのそれであり、国民はすでに所得税の課税最低限度の引上げが5年間行なわれなかったことにより「実質増税」をうけているのである。これにふれず財界のための「増税なき」ではたまらない。部会報告の「税制」では「所得税制における課税最低限及び税率」とともに「直接税・間接税の比率」を「検討すべきである」としている。課税最低限の引上げと累進税率、さらに一般消費税を含む大型消費税の導入を引換える意図がうかがわれる。大蔵省の意向が見え隠れする微妙な表現であり、要注意としたい。

一般会計歳出の伸び率を名目経済成長率以下とすることについても問題がある。従来政府がとってきた方針が、景気回復のための大型公共投資の発注であり、そのために国債増発を行い今の財政危機を招いたのである。このケインズ政策=総需要管理政策を放棄するのだろうか。均衡財政主義にたちもどり、供給の経済学といわれるマネタリズムに転換せよというのだろうか。新得守主義や過超負担論というレーガン、サッチャーの政策をまねているのだろうか。さらに、対GDP比の一般政府総支出をほぼ現状の32%程度にとどめようとしてことあわせて考えてみる必要がある。

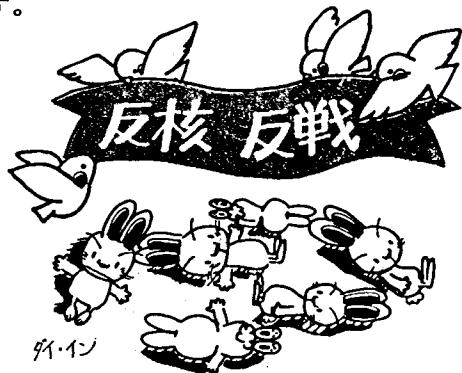
すなわち、国家財政のもつ景気調整機能について無視をするとすれば、内需依存型の経済運営をすすめようとする政策と明らかに矛盾してくる。しかも、その前提が「適度の経済成長の維持」であり、報道されるように4%台の経済成長を期待してのことのようである。マイナス成長すら予想される時期に、これが「実効ある」「行政の枠組み」とは到底思えない。中期的指針とはなり得ないものといわざるを得ない。

軍事費拡大が「重要施策」

報告は「理念」に続いて「重要行政施策の在り方」として農政、社会保障、文教政策、国土・住宅・土地政策、エネルギー行政、科学技術行政、

《私たちが求める行政改革》

聖域(防衛費)なくし、反核反戦を
軍事大国化に歯どめをかけ、防衛
費を削減し、非核三原則と平和憲法
を守るために行政改革を求めます。



外交、経済協力、防衛、税制の10項目について述べている。この各論は第2部会の「行政諸分野への対応」と農政、文教、エネルギー、税制を除いて6項目が重複しており、当然「基本答申」で整理し直されることであろう。これらの各論について詳述する余裕がないが、全般的にとらえ方が近視眼的であり、改革の方向も抽象的である。

各論のうち最も問題とされるのは「防衛」をとりあげることとしている点である。憲法違反である自衛隊について「国民的合意の下に有効な能力を備えたものにすべきである」としている。あたかも国民的合意がなされているかのごとく装いながら「防衛計画の大綱の水準の確実な実現を目指すべきである」とまで言っているのである。行政改革の「理念」がまさにここに集約されているようである。国民的合意のなされていない現状で「防衛」について臨調がふみ込み、しかも軍事増強を言うとは「おごり」に近い印象をうける。

第1部会報告と他の部会報告との関連について通読してみて一定の方向性をうかがいとることができる。「臨調路線」と称されるものである。

すなわち、①国民の生活水準は一定の段階に到達した。②将来の高令化社会を展望するとその負担増に耐えられなくなる。③したがって行政の役割を縮少し、今から国民負担の増加は覚悟してもらう必要がある。④さらに官業は非能率であり、

民業の効率化に学ぶ必要があり、民間活力の利用をはかるべきである。というものである。

この骨格は、各部会に共通する考え方である。そのために民主主義・平和主義・福祉主義からは離れてもしかたがないというのである。これへの反撃には、多くの討論と活動が必要であり、国民側からの声はあまりにも小さすぎ、問題がわかりにくすぎる。「産・学・官」一体となった国民にしきけられた攻撃とうけとめることからはじめなければならない。

以下、各部会報告について、簡潔にまとめるところとする。

管理強化と「官吏」への逆行 — 第2部会報告 —

第2部会は「総合調整機能及び行政組織の在り方」と「公務員の給与の在り方等」について2本の報告を行っている。

まず、総合調整機能の強化については「内閣機能」「総合企画機能」「総合管理機能」の3つがとりあげられている。すなわち、政府の総合的な調整機能は「①予算による調整、②計画による調整、③人事組織による調整」が行なわれている。そのうち①は大蔵省が専管となっているが、他の②③は多くの省庁に分散されており、それを総合的に調整することが必要だとしている。中央省庁のタテ割り行政はすでに悪名高く、その限りでうまく調整機能が発揮できればそれほど良いことはない。

まず、「大蔵省主計局の予算編成機能に大幅に依存している」総合調整機能を正すために、「内閣機能」と「総理府レベルにおける体制整備」をはかる必要があるとしている。しかし「内閣機能」の強化では、全く大蔵省主計局のあり方についてはふれておらず不十分であり、補佐・助言、内閣官房の強化などをうたっているだけである。しかも「総理大臣官邸を改造」することなど臨調が提言すべき問題でないことまでふれている。問題の所在を明らかにしていない報告である。

「総合企画機能の強化」では「国土庁、北海道

「内閣府及び沖縄開発庁の統合」に言及したうえで「機構・制度の在り方について引続き検討を行うこと」としている。計画策定の手続の改善や、議会の統制力、計画策定への自治体参加には全くふれておらず、これまた不十分なものとなっている。

問題点の多いのは「総合管理機能」である。これは人事・組織・定員の管理機能と、行政監察機能を一体的に取り扱うために「総理府人事局及び行政管理庁の事務・権限を統合し、国務大臣を長とする総理府の外局として総合管理庁を設置する」というのである。この総合管理庁には、人事院の事務のうち「行政の執行責任を有する政府において行なうことが適當と考えられるもの」も移行することになっている。ねらいはどうも「人事院」にあるようで、人事管理の強化をはかる意図があらわになっている。

人事院の権限は「労働基本権制約の代償機能」と「人事行政の公正」をはかるためにある。人事院廃止論が根強いなかで「人事院の事務・権限は厳に維持する」とされながらも一部を総合管理庁へ移すわけであるから、その分だけ人事院の機能が縮少し、なしくすし解消へつながるおそれがある。また行政監査機能は、人事・組織・定員管理とは切離し、むしろ会計検査院の機能との関連で検討されるべきであろう。

国民の関心の強い、タテ割行政の是正は改革とはほど遠い内容である。「省庁組織」の見直しについては原則的な考え方だけが提示されたにとどまり、83年3月の最終答申までに「引続き検討の上、具体的結論を得るものとする」とされ、先送りになってしまったからである。官僚組織の抵抗が強いだけに、官僚対財界の意見対立がおきているとも伝えられており、最終答申まで多くの論議を呼ぶものと思われる。

公務員制度の全面改悪の先兵

第2部会のもうひとつの報告「公務員給与のあり方等について」にも多くの問題点を含んでいる。人事院が中心となって現在すすめている昭和60年をめどとする公務員制度の全般的見直しの作業を横目でにらみながら、その先取りをねらっている

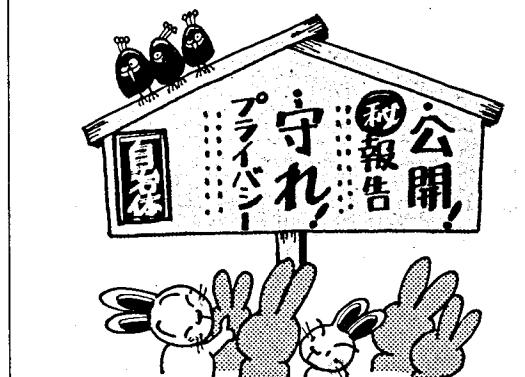
ようである。

まず第1章の「公務員の在り方」で「公務員倫理」について作文し、公務員は「全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務すべき地位にある」としたうえで、「民主的意識、使命感、公益感、倫理感、責任感、経費観念を堅持する必要がある」としている。やゝ精神訓話的な部分もあるが、あまり論議となるところはない。

「公務員制度の検討」が第2章であり、第5章の「公務員の範囲、種類等」とならび部会報告の結論としては「引続き」「審議を進める」として最終答申へ送られている。しかし部会における審議は極めて多くの問題を含んでいる。報道されるところによれば、公務員の範囲について「国家意思の形成や公権力の行使に直接関係する者と、その直接補助者に限定すべきである」となっていたという。つまり、公務員の範囲を限定し、民間と同様な業務を行う者=例えば単純労務職員などは公務員から除外しようという意図である。そのために、民間と同様な業務については民間委託するか、私的雇用関係に移すこととされている。今回部会報告にこそ盛り込まれなかったが、部会の意見の多數はこの考え方賛成であり、公務員の範囲を見直し新しい体系に移すまでの経過措置（採用・給与・年金・服務等）の検討に時間がかかるので来年3月まで先送りとなつたにすぎない、と

《私たちがめざす行政改革》

情報公開でガラス張りの行政を
閉された行政体質や政・官・財の
ゆきをたち切るために、国民の知る
権利を守る情報公開の条例化を促進
するよう求め、市民運動を起こそう。



いうことのようである。この考え方は単に現業職の切捨てに止まらず、公務員制度全般にかかわる問題である。旧明治憲法下における天皇の官吏＝高等官（親任官・勘任官・奏任官），判任官と雇・傭人の制度の復活を思わせる考え方である。

公務員制度は、まず「公共サービスにおける行政の責任」を明らかにしたうえで、公務サービスに従事する範囲が定められなければならない。そのうえで身分保障制度、労働基本権の保障など全般的な検討を必要とする。また国家公務員と地方公務員では職務内容に大差があり、それぞれ別個に検討されなければならない課題である。安易な行政効率化、安上り論だけで決められるものではなく、行政責任の明確化こそ求められているといえる。最終答申までの動きを注目しながら、自らの職務内容の再点検を含めて我々内部からの検討が必要となっている。

賃金の低位平準化と国並の強要

第3章は「給与の在り方」であり、「労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度」は「維持され、尊重されるべきである」という基本的考え方方が示されている。しかし給与については「民間賃金準拠の方法」が基礎とされながら、その基準となる民間給与実態調査の対象となる事業所規模などについて「小規模の事業所を含め」「小規模企業まで拡大すること」が必要だとしている。現在の民間賃金の実態は、企業規模の大小により賃金格差が拡大しつつあることから、対象事業所を小規模まで拡大することにより公務員給与の低位平準化を意図するものといわなければならない。

さらに、民間準拠を一層進めることの一環として、退職手当について人事院が隨時勧告できるようにするために「官民の退職金調査実施の間隔を必要に応じて縮めるべきである」としている。かなり思いつき的な発想であり、たんに退職金だけの問題ではなく年金・停年を含めた身分制度の関連を含めて論議する必要があり、低位平準化のみをねらうこととは許されるものではない。

一方、地方公務員の給与については、第1次答申にもり込まれた①給与の実態の公表、②不適正な団体への個別指導の強化、③国を上まわる団体

に対する財政措置、の3項目を「一層強力に推進する」とこととしている。第1次答申でも指摘したが、地方公務員の給与決定は憲法で規定された「地方自治の本旨にもとづき」自治体独自で行うべき固有の事務であり、地方自治法、地方公務員法でも保障された自治の領域である。臨調の考え方方は地方自治に対する重大な侵害であり、財政措置に到っては法的根拠をもたぬ違法なものと自治省すら認めていることをあえて盛り込む意図はどこにあるのか。国家統制の強化や新たな中央集権体制の強化をねらっているとしか考えられない。

第2部会報告は、この他、公共企業体等の職員の給与などについてふれているが、公労委の仲裁制度を「労働基本権制約の代償措置」と位置づけるなど基本的認識の誤りがみられる。また、その他の人事管理について、職階制に関して「現行の職階法を廃止する方向で、現実的立場から検討を行うべきである」としている。日本の職階制をどうつくるか、公務員の範囲の見直しとならんで警戒をする必要がある。

以上、第2部会の報告は、国民から見れば「行政責任の放棄」に等しい内容であり、公務員制度では新たな管理強化が進められ、公務員が国民から離れていく方向、つまり「官」への逆戻りの方向にあるといえる。その意味から「基本答申」と「最終答申」を注目していきたい。

「分権」に逆行、支配の強化へ — 第3部会報告 —

第3部会の報告は「国と地方の機能分担の在り方」についてである。この報告ほど総論と各論とが肉離れしているのも珍らしい。

総論では「住民に身近な行政はできる限り地域住民に近身な地方公共団体において処理されるよう、事務の再編成を行う」ことが必要だとし、そのため「市町村の行政機能の強化に重点が置かれるべきである」としている。総論で見る限り全く異議はない。従来から言われた事務再配分の考え方と変りはない。ただ、気になるのは地方財政の在り方について「民間活力の活用」をうたい第

1次答申の考え方をひき継いでいる点である。これと「選択と負担のシステム」とがどう結びつくのかわからない。

総論ではもっともらしいことを言いながら、各論では「市町村の行政機能の強化」となるべき改革はひとつも出てこない。むしろ逆に地方の均一化と新たな中央の統制強化をねらう部分が多くみられる。

まず、第2章の「国と地方の機能分担の在り方」では、あくまで「機能分担」としてとらえる地方自治体は国の出先機関という誤った見方をしており、「事務の再配分」はうたいながら「権限と責任と財源の分権化」にはほとんどふれず、抽象論にとどまっている。しかも、地方六団体ですら提言している「機関委任事務の廃止」に関しては、その要請を完全に無視している。しかも機関委任事務について「制度自体は、維持し、制度の趣旨に即して活用すべきもの」としている。さすがこれでは気がひけるとみえ、機関委任事務への批判のあることを認めながら「当面、2年間に少くとも1割程度の整理合理化を図るべき」ことをつけ加えている。

機関委任事務そのものが自治権を侵害していることを認めぬ、中央省庁優先の考え方である。わずかに表現された「1割程度」の機関委任事務の整理合理化についても、その分母となる事務内容の数すら示しておらず、具体的手順や例示すらされていない。これでは改革とよべるものではなく「実効」すらあやぶまれている。

「基準行政」以外は「選択と負担」で

第3章の「地方財政制度の在り方」では、その特徴として「基準行政」という新しい考え方のおしつけと「地域住民の選択と負担」の強要がみられることである。しかも「選択と負担」は第3部会報告の「基調をなす改革理念である」としていることである。

この「改革理念」とは、地方自治体における「標準的な行政サービスについては、全国的にみてほぼ同程度の水準に達した」としたうえで、「今後は、地域の独自性に基づく行政サービスについては」「受益者である地域住民の選択と負担によっ

『私たちが求める行政改革』

利権補助金をなくせ

公共工事の談合と政治献金に見られるような行政の利権化と利権に連なるバラまき補助金廃止を求めます。



て行われるべき」であるという考え方である。「ほぼ同程度の水準」とは「基準行政」＝「標準的な施設を維持し、標準的な規模において行う行政」をさし「地方交付税算定上の基礎とされている基準財政需要額の対象行政」であるとしている。この「基準行政」以外の仕事を行う自治体は「受益者負担、超過課税、法定外普通税などにより、住民の『選択と負担』によってまかな」え、というのである。

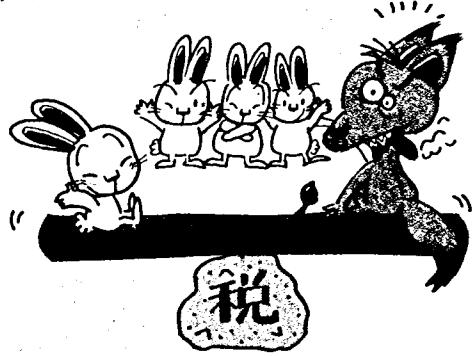
一見もっともらしく聞えるが、ここでいう「基準行政」とは何ら行政の「水準」を示すものではなく、いわんや住民福祉の最低水準を保障し得る一定の水準（ミニマム水準）ですらない。それにもかかわらず、57年度に地方財源不足額が意図的にゼロと算定されたことをうけて「ほぼ同程度の水準に達した」とはとてもいえるものではない。部会報告のいう地方交付税の算定基礎は、毎年自治省によって一方的に変更されており、財源配分のためのひとつの指針にすぎない。その「基準行政」以外は住民の「選択と負担」によって行えということは、住民福祉サービスを低位のまゝ平準化する意図であるといえる。

本来、地方自治の確立のためには事務・権限と財源の再配分が必要であるにもかかわらず、部会報告は前章のように事務・権限の再配分を行わないのと同様、財源の再配分にもふれていない。た

《私たちが求める行政改革》

不公平税制を直そう

大企業優遇の租税特別措置の廃止、「トウゴウサンピン」の所得捕捉の不公平是正など、不公平税制の抜本的改革を。



んに「均てん化」という平準化だけを言い、しかも「地方財政計画における歳出の抑制」を「国に準じ」ておしつけている。この考えは、「分権化」には全く逆行した、財政計画により自治体を統制しようとするものだといえよう。

第4章では「補助金制度の整理合理化」について述べているが、抽象的な整理の基準を示すに止まり、諸悪の根源といわれる補助金による中央統制をやめさせることには全くふれていない。やゝ具体的なのは「零細補助金」の廃止と「人件費補助」について「一般財源措置への移行」だけである。補助金が政・財・官のゆう構造をうみ出すもとであること、自治体へ政府の政策意図を押つける道具となっていることから、我々は補助金制度の廃止を主張し、自治体で自由に使える財源として再配分を要求しているのである。

報告は「一般財源措置への移行」とはいうが一般財源化するとは言わず、「地方財政計画の上で総合的に検討すべきである」と逃げている。廃止される補助金はその額だけ自治体が自由に使える一般財源になるわけではなく、政府の一方的に決める「地方財政計画」で総合的に検討しようというのであるから、ここにも新たな統制の意図がうかがえる。

「合併促進」や自治権の侵害

第5章は「広域行政の在り方」であり、ここで「地方都市とその周辺市町村等の」「合併を推進す」べきであるとしたうえで、「市町村合併への条件整備を図る」べきだとしている。さらに「都道府県の広域化による地方圏」は「長期的、総合的観点から検討を行うべき」だとし、道州制への道を開こうとしている。

市町村の合併については地域住民の意向こそが最大限尊重されなければならないはずだが、報告では「住民意識の動向等の制約要因」としてとらえており、はからずも上からの「合併促進」の本音をのぞかせている。国が支配しやすい数まで自治体を減すという、かっての市町村合併を思い起こさせ、自治の原点にかかわる問題として反撃しないわけにはいかない。道州制も経団連などの長年の要求であり、利潤追求のため自治体からの規制を排除したいということから出された発想であり、国の地方機関視するものであり、十分警戒する必要がある。

最後の章は「地方行政の減量化・効率化」である。第1次答申でうたわれた地方の合理化推進の考え方を再度強調している。「事務事業の合理化から始まり「組織機構の整理合理化」「定数の合理化適正化」「給与の適正化」と続き、第1次答申になかった「地方議会の合理化」まで言及している。この中で注目すべき点は、新たに法改正を示唆した部分についてである。

まず、組織機構について「地方自治法における都道府県の局部数基準の設定と同様の方式を他に拡大すること」としている。基礎的自治体といわれる市町村の部局の数や種類まで法律でしばるという考え方であり、自治への侵害である。

次が給与の適正化について「地方公務員法に規定する給与に関する基準の一層の明確化」をもとめている。すでに第2部会報告でも指摘したが、地方公務員の給与の決定は自治体固有の事務であり、憲法・地方自治法・地方公務員法でも認められており、その原則は自治省ですら認めている。にもかかわらず、法改正をしてでも「基準の明確化」を言うわけであるから、憲法の「地方自治の本旨」を全く理解できていない報告だ、といわざるを得ない。

第3は、地方議員の法定定数について「その見直しを検討すべき」だとしている点である。これも自治体を国の一機関視した考え方であり、地方議会を「議事機関」とし「議員定数の減少を図るべき」だという。地方議会は自治体における自治立法の機関であり、国会と同様の位置づけをもつのであるから「合理化」の対象として臨調が言及すべき範囲ではない。

このように、第3部会報告は総論では比較的耳ざわりの良い文章であるが、各論では国が自治体を統制し支配を強化しようとする意図が見え隠れする。しかも国と地方との関係については多くの「審議会」でも一定の独立した機関として確立していることを無視し、逆行した考えを押しつける部会報告といえよう。

資本のための「分権・民営化」 — 第4部会報告 —

第4部会報告は「3公社、特殊法人等の在り方」についてであるが、特殊法人については整理合理化の基準が示されたにとどまり、国鉄、電々公社、専売公社が中心となっている。この第4部会報告は「基本答申」の目玉とされる部分でもある。

まず、総論では、公社制度を見直す共通した考え方として「単に現行制度の手直しによっては対応できない」と断定したうえ「民間企業の発想と活力を取り入れ、民営ないしそれに近い形態に改めることが最適である」としている。また「企業性・効率性を發揮させてこそ公共性は確保され、達成される」ことが強調されている。すなわち、

“はじめに民営ありき”であり、“民業の効率性、官業の非効率”という神話のもとに「公共性」より「効率化」を優先させた考え方である。

各論に入り、国鉄については「経営状況は、危機的状況を通り越して破産状況にある」としたうえ、「労使関係等組織の秩序も破綻している」と断定している。その改革の方向は、経営形態について「5年以内に速やかに」「国鉄の事業を分割し、各分割体を、基本的には民営化する」。そして、その民営化の方式としては「国鉄が現物出資

する特殊会社とし」「遂次持株を公開し、民営化を図る」としている。この改革を行うため、総理府行政委員会としての「国鉄再建管理委員会」を設置し、「強力な実行体制を整備する」こととしている。

また、新形態に移行するまでの間に「緊急にとるべき措置」として「職場規律の確立」「新規採用の停止、要員合理化」「設備投資の抑制」など11項目を具体的に指摘したうえ「大幅な経費節減を図る」こととしている。さらに、16兆円以上ある国鉄の長期債務は「国鉄に残置」され、国鉄共済年金は「類似共済制度との統合」を図ることなどが指摘されている。

この報告にみられる「分割・民営化」は国鉄の再建や改革のではなく、国民の共有財産としての国鉄を「解体・切り売り」する方策でしかない。現状の国鉄のおかれた状況は、たんに国鉄自身の責任によってもたらされたものではなく、基幹交通体系を含めた総合交通政策の欠如によるものである。具体的には、モータリゼーションの進行に追車をかけた高速道路建設には政府は巨額の出資を行いながら、国鉄には政治路線や新幹線建設を自前で行わせるなど、交通政策が道路優先のまま進められたことが指摘できる。国鉄に対する新線建設の政治的圧力をかけたことに目をふさぎ、あたかも「職場規律」のゆるみが赤字の原因かの如く喧伝し、政府の責任を国民と国鉄労働者に転嫁させるものである。

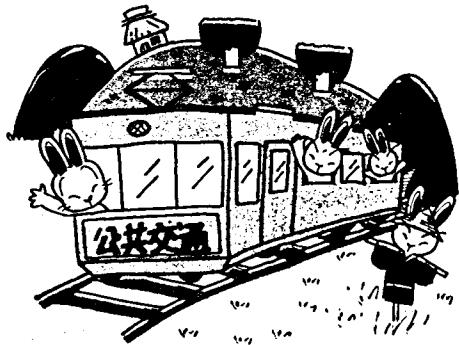
また、「分割・民営化」によって、国民生活上どのようなメリットを生じるのか全く示されていない。「分割・民営化」は、企業にとって採算のとれる線区=具体的には3大都市圏は奪いあいとなり、逆に採算のとれない線区は引き取り手もなく、結局は廃線に追い込まれる。現在進められている赤字ローカル線の廃止が、さらに地方幹線にまで拡大されることになろう。

採算性だけを公共交通に求めるとすれば、公益性や公益性はそこなわれ、事業の継続性、サービス公平性は無視され、安全性の確保にも問題がおきてこよう。公共交通のあり方について、将来の交通需要、資源・エネルギー制約のもとでの総合交通体系の確立がもとめられており、地域公共交通

《私たちが求める行政改革》

住民の足口一カル線を守ろう

地域住民に欠くことのできない生活路線であるローカル線を、国の責任で確保し、住民の足を守ろう。



通体系の整備とあわせて公共交通の全国ネットワークとのリンクこそ必要である。全国網をもつ国鉄の役割を改めて見直し、国民の足を確保する立場から国鉄の再建方策を検討すべきであろう。

現行制度で改革が可能＝電々・専売

次に電々公社についても、国鉄と同様「分割・民営化」がいわれている。電々公社の改革意見として「5年以内に、基幹回線部分を運営する会社と地方の電話サービス等を運営する複数の会社に再編成する」ととしたうえで「政府が株式を保有する特殊会社に移行」し、この特殊会社が「地方会社を分離・独立させ」株式を公開し民営化をはかる、というものである。

10兆円といわれる電々公社の持つ回線などの資産は、国鉄同様に国民の共有財産である。この電々公社を、経営状態も良好であり政府に一定の納付金すら吸い上げられているにもかかわらず、なぜ「分割・民営化」させるのか、全く理解に苦しむ。現行の公社制度で「自ら十分当事者能力を持ち徹底して合理化できる経営体」にするためには、政治の不当な介入、主務官庁の過度の規制監督は排除されなければならないが、法律・制度改正でこれも可能である。むしろ、このことを行うことにより電々公社の自主性・自立性を確保することこそいま求められている。

「分割・民営化」は、公社の独占体制に対して、情報化社会の今後の進展を見越したうえで、民間企業への利益配分をもとめた露骨な意図がみられる。現状でも3大都市圏を除く他の地域では採算がとれていない。このため「分割・民営化」によれば、これらの地域での料金値上げも予想され、公平なサービス提供がそこなわれる。また、災害時や遠隔地などの通信網の確保は、民営により不採算部門として切捨てられかねない。

いま、電々公社にもとめられているものは、高度情報化社会における電気通信の役割・機能をどう果すか、ということである。国民の共有財産にふさわしい経営形態として、公共的性格を維持しながら、政府と加入者の共同の出資証券方式による特殊法人化を検討されるべきである。また、徹底した地方分権を行い、地域に密着したサービスを行えるような改革が必要といえる。

③公社攻撃のネライは公労協ツブシ

専売公社については、たばこ専売について「当面政府が株式を保有する特殊会社と」と「輸入品は民営の別会社に取扱わせる」とことをうたっている。しかし、葉たばこ耕作者の保障や全量買取制など「葉たばこ問題」の解決が先決であるとして、契約耕作、契約販売をめざしながら「特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止すること」としている。その時点で「民営会社」になるという案である。

また、塩専売については「国内塩産業の自立体制を確保」した段階で「塩専売制度を廃止すること」としている。

これら専売公社の改革は、民営化による新たな独占化を促進するとともに、市場開放などの国際圧力を回避するための方策とみられる部分が多い。これも電々公社と同様、現行制度の適切な改善を通じて解決させることができあり、なぜ「民営化」でなければならないのか理解に苦しむ。民営化の正当な根拠を明かにせず、一方的な押しつけといえる。

たばこ専売に伴う税制度の変更もうたわれている。現行の納付金制度から消費税制度に移行した場合、税率をどうするか、国税と地方税との配分

はどうなるか、徵税コストの問題とあわせ不明確な部分が多い。自治体財源の確保に一定の役割を果している現行制度を「民営化」により得られる利益と相殺することはできない。

第4部会報告は、「分割・民営化」に始まり、それに終始している。国鉄は複雑な問題が内含されているが、他は現行公社制度の改革で解決可能であると考えられる。にもかかわらず、なぜ「分割・民営化」なのか。財界と体制側の眞の意図は別のところにあるのではなかろうか。すなわち、日本の労働運動の中でわずかに残された戦闘的的部分である公労協にねらいを定め、闘わない労働者づくりが本音であるように思えてならない。

む す び

以上、大急ぎで4部会報告の特徴だけを見てきた。臨調の「基本答申」の内容が不明なだけに、この小論がマトを射ているかどうか心もとないが、少くとも、財・官が考えている「路線」は明かにしたつもりである。部会報告を読んで、「臨調路線」なるものを学習するための一助となれば幸甚である。（文責・事務局次長 上林得郎）

㊟ 文中のカットは自治労の行革チラシより

革」とかがそうさせたのか、定かでない。

編集後記

□ 自治研センターが出来て5年。初期の創業期は完全に過ぎた。長いようで、アッという間に過ぎたようで、色々ありました。初年度と2年度はかなり本を読む時間=ツメコム時間があったように思う。ところが最近は、追いかけられどおり。これだけ忙しくなったのはなぜだろう。

□ 総会のあいさつで横山先生も言われたが「調査研究活動が運動に役立つようになった」ためだとしたら、これほど光栄なことはない。なんとか、その段階になったのか、「臨調」とか「行

□ 地方自治はほんとうにむずかしい。少しづつ分るにつれて、分らないことが多くなる。それもそうだ、140万といわれる自治体関係者が毎日、365日仕事をしていることをすべて分ろうとすること自体無理なんだ、と「言い訳け」をして自己暗示にかけている。

□ 5年間に50号発行したこの「自治研かながわ月報」は今号（51号）から隔月発行にダウンせざるを得なくなった。奇数月の発行となる。82年は7、9、11月、83年から1、3、5月となるわけだが、内容の充実にむけて、ガンバラナクチャとは桜井さんの弁。読者の誌面への参加を期待している。

（上林）

1982年7月25日

自治研かながわ月報 第51号（1982年7月号）

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月400円の半年分または1年分をそえてお申しきみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(201)1211, または自治労県本部☎045(681)7821へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価350円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。